新規則第九条第二項	費用とし、その他の一般法定機能に係るものにあっては接続会計規則別表第二様式第四の設備区分別費用明細表に記載された費用	費用
新規則第十一条第三項	別表第三様式第二	、別表第三様式第二
	基礎として、その他の一般法定機能に係るものにあっては接続会計規則別表第二様式第三の固定資産帰属明細表の帳簿価額を基礎として、	基礎として
新規則第十一条第五項	減価償却費	第六条第一項に規定する新たに構成するものとした場合に用いることとなる電気通信設備の管理運営に必要な費用を含み、減価償却費
新規則第十二条の二第一項	次の各号	第一号
	当該各号	同号
新規則第十五条第一項	第四条の表二の項	平成三十一年改正省令附則別表第一の二の一の項
	加入者交換機能、信号制御交換機能及び優先接続機能	加入者交換部
	五の項の中継交換機能	二の項の部分機能（中継交換部に限る。）
新規則第十六条	第四条の表二の項の加入者交換機能、四の項の共用トランクポート機能、五の項の中継交換機能及び六の項の中継伝送共用機能	平成三十一年改正省令附則別表第一の二の一の項の部分機能（加入者交換機共用トランクポート部に限る。）、二の項の部分機能（中継交換機共用トランクポート部に限る。）及び三の項の部分機能（中継伝送共用部に限る。）
新規則第十六条の二第一項	第四条の表二の項	平成三十一年改正省令附則別表第一の二の一の項
	加入者交換機専用トランクポート機能	加入者交換機専用トランクポート部
	五の項	二の項
	中継交換機専用トランクポート機能	中継交換機専用トランクポート部
	六の項	三の項
	中継交換機接続伝送専用機能	中継交換機接続伝送専用部

新規則第十六条の二第二項	第四条の表二の項及び五の項	平成三十一年改正省令附則別表第一の二の一の項及び二の項
新規則第十七条第一項	第四条の表一の項	六の項
	帯域分割端末回線伝送機能、光信号端末回線伝送機能、総合デジタル通信端末回線伝送機能及びその他端末回線伝送機能	中継伝送専用部
		の
新規則第十七条第二項	第四条の表一の項、三の項から三の三の項まで、六の項及び七の項の機能については、回線容量	回線容量
新平成十七年改正省令附則第七項	加入者交換機能	加入者交換部
新平成十七年改正省令附則第十二項	当該機能	部分機能（第一種指定電気通信設備接続料規則等の一部を改正する省令（平成三十一年総務省令第十三号）附則別表第一の二の部分機能の区分の欄及び内容の欄に定めるものに限る。）

2　新規則第三章から第五章までの規定（第六条、第七条、第八条（第一項及び第二項本文に限る。）、第九条（第一項及び第二項本文に限る。）、第十一条（第三項ただし書を除く。）、第十二条（第五項を除く。）、第十三条、第十四条（第二項ただし書を除く。）、第十五条（第三項を除く。）、第十六条並びに第十六条の二の規定に限る。）並びに新平成十七年改正省令附則第六項及び第十二項から第十五項までの規定は、附則別表第一の三の部分機能の区分の欄及び内容の欄に定める部分機能に係る単位費用の算定について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

新規則第六条第一項第五号	場合の当該第一種指定電気通信設備	場合の当該第一種指定電気通信設備（新たに構成するものとした場合に用いることとなる電気通信設備を含む。以下この項及び次項、第七条並びに第十二条の二第二項第一号において同じ。）
	当該通知において定められる当該手順の適用の日	法第三十三条第二項の規定による接続約款の認可の申請の日
	適用の日	申請の日